

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(伊方3号機(663))」
2. 日時：令和2年4月21日 11時30分～12時20分
3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室
4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

山口安全管理調査官※、仲管理官補佐※、竹田上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

四国電力株式会社：原子力本部 原子力部 運営グループリーダー※他7名※

5. 要旨

- (1) 原子力規制庁から、令和元年10月16日に提出された、伊方発電所3号炉の保安規定変更認可申請(非常用ガスタービン発電機の設置)について、空冷式非常用発電装置及び非常用ガスタービン発電機の運転上の制限の考え方について、説明を求めた。
- (2) 四国電力から、保安規定における重大事故等対処施設の運転制限と今回申請の空冷式非常用発電装置及び非常用ガスタービン発電機の設定の考え方について、説明がなされた。
- (3) 原子力規制庁は、(2)の説明に対し、以下の主な点について確認等を行うとともに、今後これらの説明内容について引き続き確認することとした。
 - 空冷式非常用発電装置の保全計画について、説明すること。
 - 2次冷却系からの除熱(注水)するための設備において、運転上の制限が電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプとなっており、有効性評価との関係を整理した上で、空冷式非常用発電装置及び非常用ガスタービン発電機の設定の考え方を説明すること。
 - 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの手順上の優先順位について、説明すること。
- (4) 四国電力株式会社より、了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- ・保安規定における重大事故等対処設備の運転制限及び完了時間整理表(技術的能力1.2~1.8, 1.13)
- ・伊方発電所原子炉施設保安規定66次改正 変更前・後比較表(補正反映)

以上